

川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則（案）

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 川崎市少年自然の家運営協議会規則（平成12年川崎市教育委員会規則第2号）
- (2) 川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則（平成3年川崎市教育委員会規則第2号）
- (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則（平成21年川崎市教育委員会規則第12号）

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

改正

平成17年11月25日教育委員会規則第25号

平成20年3月12日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

川崎市少年自然の家運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市少年自然の家条例(昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づく川崎市少年自然の家運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第2条 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成17年11月25日教育委員会規則第25号

平成20年3月12日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成3年川崎市条例第10号）第16条の規定に基づき、川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、川崎市黒川青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の運営に関する重要事項について調査審議する。

(組織等)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

改正

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号）第20条の規定に基づき、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区内に設置された学校の教育職員
- (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年5月9日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教委規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。